## 県内企業の皆様，特に

## 建築，内桂，テキザイン等に携わる皆様へ意匠法が大きく改正されることをで存知ですか？

## 匠法改正説明会を開惟します

意匠法がこのほど大きく改正され，本年4月1日から施行されます。

## 今回の意匠法改正のポイント <br> （1）「画像」「建築物」「内装」も保護の対象に！ <br> ②関連意匠の出願可能期間を延長 \＆連鎖的な保護が可能に！

この説明会では，「そもそも意匠法とは？」からわかりやすく説明します。
特にこれまで意匠法とあまり関わることがなかった建築，内装，デザイン（空間デザイン，Web デザイン）等に携わる皆様，官公庁の関係部署の皆様に加え，BtoB製品メーカーや中小企業の皆様は，この機会にぜひご受講くだきい。

- 日時 令和 2 年 3 月 6 日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分（予定）
- 会場 福井県国際交流会館 第 1 会議室（福井市宝永 $3-1-1$ ）
- 講師 特許庁審査第一部意匠課意匠制度企画室長 久保田 大輔 様
- 内容 意匠法の概要，改正の趣旨，ポイント等
- 定員 60名（要申达 裏面の参加申込書によりFAX等でお申し込みください。）
- 主催 一般社団法人福井県発明協会
- 後援 近畿経済産業局，福井県（予定）
- お申し込み先 一般社団法人福井県発明協会
（お問い合わせ先）福井市川合驚塚町 61 字北稲田 10 福井県工業技術センター 1 階 TEL 0776－55－1195 FAX 0776－55－1197


相談風景

特許，商標，意匠，実用新案などに関するご相談は，
福井県発明協会内の
福井県知財総合支援窓口（知財に関する無料相談窓口）
TEL 0776－55－2100（窓口直通）へ。
知財支援アドバイザー（経験豊富な企業OB等）や弁理士，弁護士等の知財専門家が相談対応します（※予約制 事前にお電話ください）。

## FAX：0776－55－1197

## 一般社団法人福井県発明協会 知財総合支援窓口 あて

## 意 匠 法 改 正 説 明 会参 加 申 込 書

出席者氏名： $\qquad$
連絡先（電話）

※企業•団体等にお勤めの方は下記もご記入ください。
企業•団体等名（）
所属部署，役職

出席者氏名： $\qquad$
連絡先（電話）

※企業•団体等にお勤めの方は下記もご記入ください。
企業•団体等名
所属部署，役職（

日時：令和 2 年 3 月 6 日（金） 13 時 30 分～ 15 時 30 分（予定）
会場：福井県国際交流会館 第1会議室
福井市宝永 $3-1-1$
定員：60名
定員に達した後にお申し込みいただいた場合，やむを得ず電話等により お断りさせていただくことがありますので，何卒ご了承ください。

